

7 安立電気株式 S-15C形50W SSB送 SFTM2A.R1.6/10-30J 3 S63043 昭和38年  
会社 受信機

(注1)は、海岸局用に使用できない。

(注2)は、海岸局、義務船舶局に使用できない。

郵政省告示第六十九号

次のF1電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器は、無線機器製式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第九条の規定による検定に合格した。

昭和三十九年一月四日

合 格 者 機 器 の 名 称 機 器 の 型 式 名 檢定番号

1 日本電気株式 MPR-1B形移動用超短波無線電話装置 FFM2.NE146/162-25- F63058 郵政大臣 河野 一郎 昭和38年

2 式会社 VMD-10Y-1型超短波 FM2.NE146/162-10-1- F63059 検定合格の年月日

3 日本無線株式 J.A.A-303/3超短波無線電話装置 FFM2.NM54/68-3-1- F63060 昭和38年

4 日本電気株式 ATR-150M10-3型超短波無線電話機 FFM2.NE146/162-10- F63061 昭和38年

5 松下通信工業 32253形極超短波無線電話 FFM2.MS360/470-4-1 F63062 昭和38年

6 ダイアモンド株式会社 13407形超短波無線電話 FFM2.S340/365-20-1- F63063 昭和38年

7 富士通機器 SB-5F-1形超短波無線裝置 FFM2.F.S54/68-5-1-3 F63064 昭和38年

12月2日 昭和38年

建設省告示第七十号

電波法第十五条の規定に基いて無線局免許手続規則第十九条の規定により、次のように無線局の免許を与えた。

昭和三十九年一月七日 郵政大臣 古池 信三

免許人の氏名又は、名称(免許の年月日及び番号)

静岡放送株式会社 (昭和三八年一〇二二一) 神奈川県熱海市初島

実用化試験局 AIII-1560 五〇W

無線局の種別 及び設置場所 呼出符号、電波の型式、周波数(kc)及び空中線電力

昭和三十九年一月七日 建設大臣 河野 一郎

東京都市計画街路を次のように変更し、追加し、及び廃止する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日 建設大臣 河野 一郎

(「次のように」は省略)

建設省告示第百四十九号

武蔵野都市計画街路事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府及び武蔵野市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日 建設大臣 河野 一郎

建設省告示第百四十九号

建設省告示第百五十号

1級国道四号線の区域の変更に関する告示  
都市計画法第二条第一項の規定による、愛知県弥富郡都市計画区域を昭和三十九年一月七日よりむかへる。海部郡弥富町、十四山村及び飛島村の区域に変更する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎

建設省告示第百五十一号

1級国道四号線の区域の変更に関する告示  
建設省関東地方建設局長が道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項及び第九十七条の規定に基いて、道路の区域を次のように変更した。

その関係図面は、昭和三十九年一月七日から一週間建設省関東地方建設局及び同局関東四号国道工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎

道路の種類 一級国道  
路線名 四号

昭和38年  
11月14日  
11月22日  
11月25日  
12月16日  
12月2日  
12月7日

区域変更  
前後別  
敷地の幅員  
延長  
備考

栃木県矢板市大字針生四〇四地内 前 A 九〇〇~一〇〇  
上記A及びB  
一一六  
後 B 一九〇〇~一〇〇  
一九六  
一一〇  
一一〇二  
表示する敷地の  
区分をもと。

昭和38年  
11月25日  
12月16日  
12月2日  
12月7日

建設省告示第百四十九号  
1級国道四号線の供用開始に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基いて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和三十九年一月七日から一週間建設省関東地方建設局及び同局関東四号国道工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎

道路の名称 供用開始の区間  
建設大臣 河野 一郎

昭和三十九年一月八日

建設省告示第百五十三号  
1級国道十七号線の供用開始に関する告示

その関係図面は、昭和三十九年一月七日から一週間建設省関東地方建設局及び同局三國国道工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基いて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和三十九年一月七日から一週間建設省関東地方建設局及び同局三國国道工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎

路線名 供用開始の区間  
建設大臣 河野 一郎

昭和三十九年一月八日

建設省告示第百五十四号  
1級国道十七号線の区域の変更に関する告示

その関係図書は、昭和三九年一月七日から一週間建設省関東地方建設局及び同局三國国道工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年一月七日

建設大臣 河野 一郎